



2025 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者 代表取締役社長 中澤 宏
本社所在地 富山市堤町通り一丁目2番26号
コード番号 8377（東証プライム市場、札証）
問合せ先 経営企画部長 平井 浩就
(TEL 076-423-7331)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬等について、基本報酬に加えて、新たに業績連動賞与及び業績連動型株式報酬を導入すること等の改定（以下「本改定」といいます。）を行うことにつき決議し、業績連動型株式報酬に関連する議案（以下「本議案」といいます。）を2025年6月20日開催予定の第22期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本改定の概要

当社の対象取締役の報酬等は、現在、基本報酬及びストック・オプションによる株式報酬で構成されています。

今般、対象取締役の報酬と会社の業績との連動性をより明確にする観点から業績連動性を高めた報酬構成とすることとし、業績連動型の金銭報酬である業績連動賞与、及び業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」といいます。）を導入することといたしました。本株式報酬制度は、上記の業績連動性の高い報酬制度とする目的に加えて、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2017年6月27日開催の第14期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。業績連動賞与はこの報酬枠の範囲内で支給するものとします。

また、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に對するストック・オプション付与のための報酬額として年額45百万円（使用人分報酬は含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会において本議案についてご承認いただいた場合には、ストック・オプション付与のための報酬枠は廃止することとし、これに代えて、本株主総会において、本株式報酬制度のための報酬枠を設定することにつきご承認をお願いする予定です。

本株主総会で本議案についてご承認いただいた場合には、対象取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、及び業績連動型株式報酬から構成することになります。

2. 業績連動賞与の概要

業績連動賞与は、基準となる金額に業績目標達成度に応じた割合を乗じた金額を毎年一定の時期に金銭にて支給するものです。業績目標達成度の算定に用いる業績指標等は、利益の状況を示す指標その他の当社グループの経営方針を踏まえた指標を、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会で審議の上で当社の取締役会において設定します。

3. 株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下本項において「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、交付される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です（ただし、株式交付時に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職している場合には譲渡制限は付しません。）。業績指標等は、利益の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会で審議の上で当社の取締役会において設定します。

本株式報酬制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社株式の総数は、年間45,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）、本株式報酬制度に基づく報酬の総額は、上記1の報酬枠とは別枠で、従来のストック・オプション付与のための報酬額である年額45百万円と同額に据え置き、年額45百万円以内といたします。

(1) 株式交付の方法

本株式報酬制度に基づく当社株式の交付は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の発行又は処分を受ける方法

(2) 株式交付の条件

本株式報酬制度においては、評価期間中の業績目標の達成度等が確定し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社株式の交付を行います。

- ① 当社の取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ② その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、当社株式の交付前に、(i)対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び(ii)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに(iii)当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(3) 譲渡制限等の概要

当社株式の交付に当たっては、当社と各対象取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします（ただし、対象取締役との間で、本株式報酬制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、譲渡制限付株式割当契約の締結を省略できるものとします。）。

- ア 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保

権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

- イ 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ウ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- エ 上記アの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（ご参考）

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、業績連動賞与及び本株式報酬制度と同様の制度を導入する予定であります。

以 上